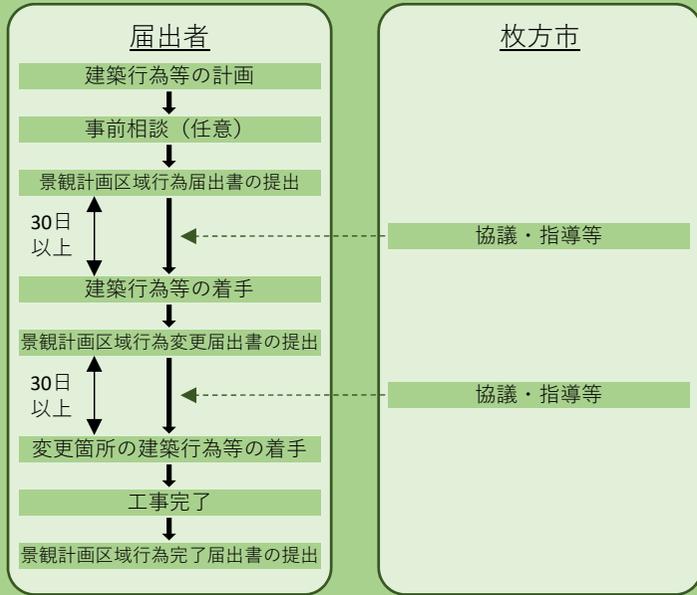


# 枚方宿地区での工事には届出が必要です。

- 建築確認申請の要否を問わず建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をおこなう場合。
- 建築確認申請が必要な工作物、垣・柵その他これらに類する工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をおこなう場合。

## 届出の流れ



建築行為等に着手する30日前までに、景観計画区域行為届出書を提出して下さい。届出後にその行為の設計等の内容を変更しようとするときは、事前に景観計画区域行為変更届出書を変更部分の工事に着手する日の30日前までに提出して下さい。

詳しくはHPをご確認ください。



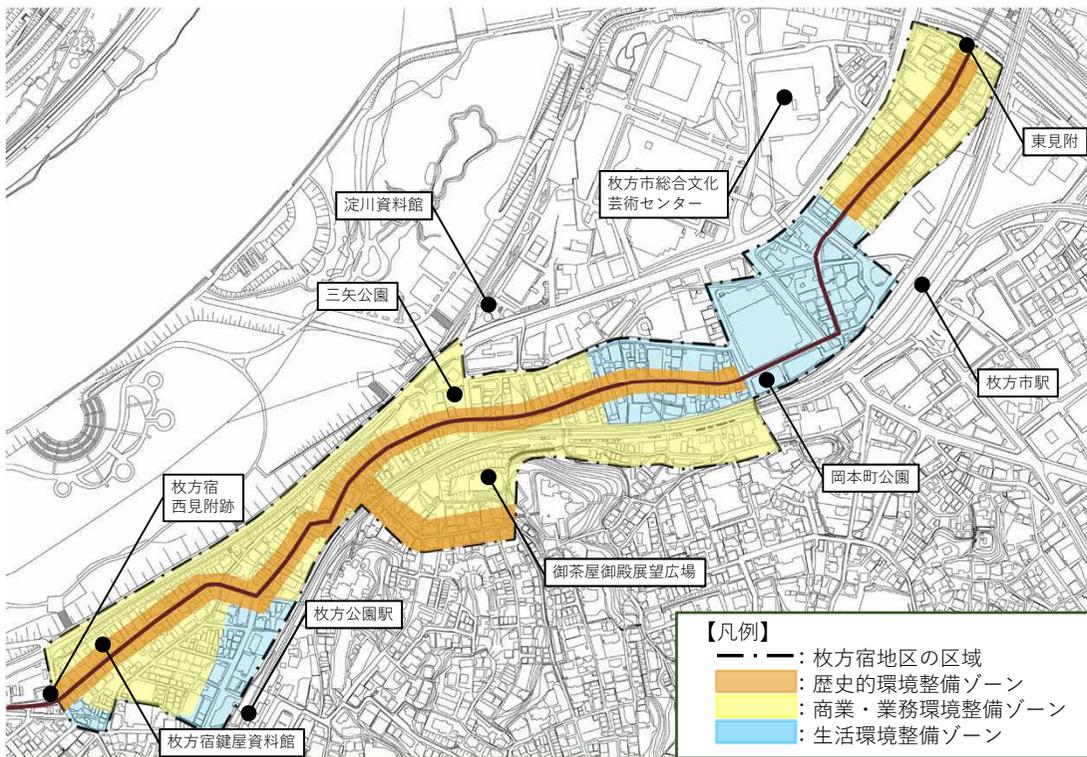
枚方市では、より良い景観の形成を推進するため、「景観アドバイザー」制度を設けています。景観法に基づく届出等に先立ち、建築等に関する計画を進める際に枚方市景観アドバイザーの助言を聴くことができる制度です。

また枚方宿地区のまちなみ整備に関し、必要な事項を協定し、快適で調和のとれたまちなみ環境の形成と維持・向上を目指すことを目的に枚方宿地区まちづくり協定を枚方宿地区まちづくり協議会が運営しています。建築物の新築や増改築にあたっては枚方宿地区まちづくり協議会に意見聴取、協議が必要です。

問い合わせ先  
枚方市 都市整備部  
住宅まちづくり課 景観・住宅係  
☎：072-841-1478 (直通)  
✉：jumachi@city.hirakata.osaka.jp



枚方宿の景観保全と魅力の創出にむけて



## 枚方宿地区区域図 (景観重点区域)

### 良好な景観の形成に関する方針

各ゾーンの特性に応じて、街道沿いの歴史的景観に配慮した良好な生活環境の保持、景観の保全・創造並びに商業機能の充実を図る。

- 歴史的環境整備ゾーン.....歴史の街道の沿道としてふさわしい景観づくりを行う。
- 商業・業務環境整備ゾーン.....歴史的環境整備ゾーンと調和した景観づくりを行う。
- 生活環境整備ゾーン.....歴史的環境整備ゾーンに配慮した景観づくりを行う。

### 色彩基準

計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

- ・ R(赤)、YR(橙)系の色相の場合、彩度6以下
  - ・ Y(黄)系の色相の場合、彩度4以下
  - ・ その他の色相の場合、彩度2以下
- ※JISのマンセル表色系による

ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・ 外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
- ※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色のこと。
- ・ 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

また、屋外広告物についても色彩基準の制限や歴史的環境整備ゾーンにおいては可変表示装置や映像表示装置などのデジタルサイネージの設置を禁止、その他のゾーンでは光量、点滅の速度により歴史的な景観を損なわないよう義務付けるなど伝統的まちなみの保全に向け様々な規制を行っています。

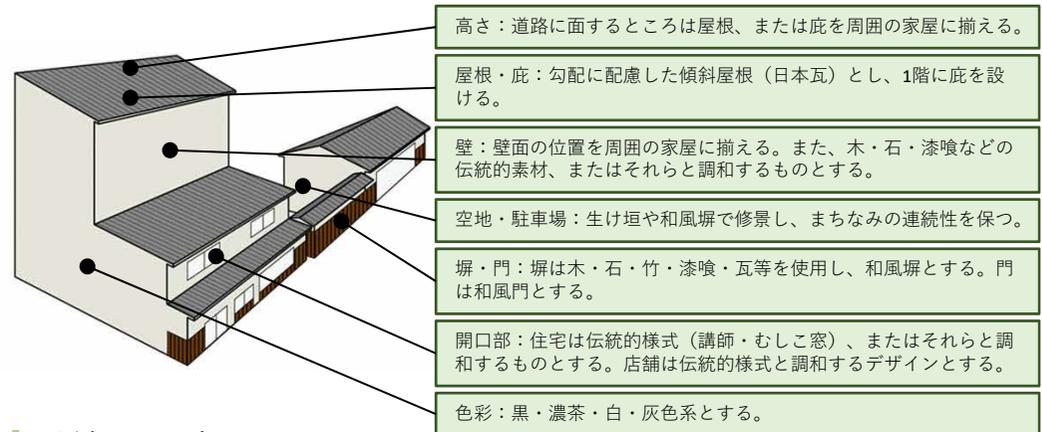
## 修景補助制度.....最大300万円補助

- 建築物の外観の工事.....最大 300万円
- 植栽の工事.....最大 50万円
- 門や塀等の外観の工事.....最大 100万円
- 広告物の設置工事.....最大 30万円

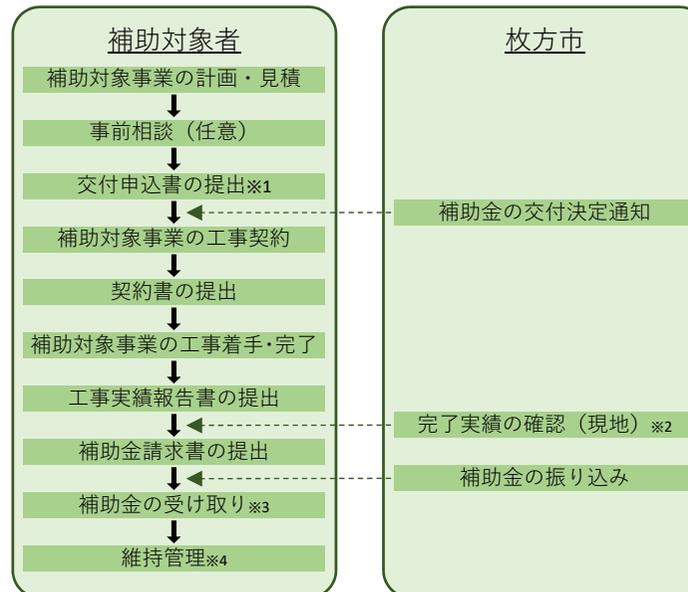
歴史的景観の保全等に関する補助(修景補助)は、景観重点区域において、修景基準に基づいて行われる工事費の一部を補助します。

- ・ 外観が歴史的環境整備ゾーンの修景基準に適用する必要があります。
- ・ 歴史的景観の保全を目的とした工事に限ります。
- ・ 外観の工事で補助対象となるのは道路から望見できる外観3面の1,2階部分が対象です。

### 歴史的環境整備ゾーンの修景基準



### 手続きの流れ



- ※注意事項
1. 補助対象行為に着手(契約)した後の申込みはできません。必ず事前にご相談ください。
  2. 工事が設計どおり行われているかを市職員が現地で直接確認を行います。図面と異なる場合、図面や設計書の修正が必要となり、補助金を再度査定する必要があります。場合によっては補助金が減額される場合もありますので、変更が必要な場合は事前にご相談ください。
  3. 補助金の振り込みは請求から1か月程度かかります。
  4. 補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して10年間維持管理が必要です。

詳しくはHPをご確認ください。

